

事業変更許可申請における事業部間の連携について

1. はじめに

当社は、標準応答スペクトルの取り入れを考慮した基準地震動の変更等を反映した再処理施設、廃棄物管理施設およびMOX燃料加工施設に係る事業変更許可申請書の補正を2023年6月29日に原子力規制庁へ提出した。

社内手続きの過程で、「技術的能力に関する説明書」の「主たる技術者の履歴」に関し、「技術者の記載順序が事業間で整合していないこと」が確認され、記載の考え方の整理、記載の修正及びその後の社内手続きにより、補正の提出が当初予定より遅延した。

事業変更許可申請にあたっての事業間連携の現状と今後の対応を報告する。

2. 事業部間の連携の現状と今後の対応

(1) 現状及び6月29日の補正に係る状況

事業変更許可申請書は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び事業規則の該当する条文に基づき作成する必要があり、事業毎に対象となる法令が異なることから、事業部毎に社内規定を定め申請書を作成しており、当該社内規定には事業間の整合に関するルールは定めていなかった。

また、自然現象に係るものは特に記載の連携を図る必要があり、同じ変更事項を申請する際は、連携をとり申請内容に齟齬がないようにする必要があることは認識しており、保安に係る事項等のうち重要な事項については、品質・保安会議でも確認の上、申請書を作成してきた。しかしながら、それ以外の部分に対して連携がとれておらず、申請書全体を俯瞰して連携が必要な部分の洗い出しができていなかった。

結果、事業部間の連携が弱く、複数の事業に記載される事項の整合確認が不十分となっていた。

このため、複数の事業部を見ている者を含む技術者が記載されている「主たる技術者の履歴」について、事業間で連携し「記載の考え方」を整合させることなく、補正内容を纏めた。

(2) 事業間の記載不整合を受けた対応

今回の事業変更許可申請書の事業間の記載の不整合を受け、「主たる技術者の履歴」については、再処理事業部で検討したものをベースとして事業部間で連携・共有し、「記載の考え方」を整理した。また、当該考え方については、第336回品質・保安会議の「主たる技術者の履歴」で審議しており、濃縮事業部および埋設事業部を含め全事業部の社内規定へ反映していくこととした。別紙1に、再処理事業部の社内規定へ反映する「記載の考え方」を示す。

(3) 今後の対応について

事業変更許可申請は今後も実施する計画があること、また、各事業部単独で申請を行うケースも考えられることから、申請書として整合をとるべきものや記載の考え方を統一する必要があるものをあらかじめ整理し、各事業部の社内規定へ反映しておくこととする。

具体的には、以下の対応を行う。

① 申請書において整合を図るべき箇所等の整理

申請書を俯瞰し、整合を図るべき箇所、記載の考え方を統一すべき箇所やその観点の整理を行う。

② 各事業部の社内規定への反映

各事業部の有する社内規定に、①で整理した項目を変更する際は、他事業部の申請書の同種の項目の記載や考え方と整合がとれているか確認することを追加する。

③ 事業変更許可申請時の確認

事業変更許可申請の都度、各事業部の社内規定に基づき、他事業部の申請書の同種の項目の記載と整合がとれているかを確認する。なお、社内規定に反映した①の整理結果に係わらず、新たに他事業部と整合を図るべきと考えられるものが明確となった場合は、改めて考え方の整理等を行い、社内規定に反映していく。

今後、①:8月中、②:9月中を目途に実施し、各事業部を代表して再処理事業部(再処理計画部)が各事業部の社内規定への反映状況を確認する。

以 上

事業変更許可申請書に関する品質・保安会議の扱い

1. 品質・保安会議の目的と審議対象について

品質・保安会議は、品質マネジメントシステムに係る活動、施設の保安および防災活動等に関する重要事項について、全社的観点から審議することを目的とし、会議の審議結果については、議長から社長へ報告する運用としている。

品質・保安会議の審議対象については、事業変更許可申請書や保安規定などであり、これらを変更する場合は以下の観点で審議し、審議の結果、追加で検討が必要な場合は追加検討の指示を行っている。

(審議の観点)

- ・各事業部の安全委員会等で実施した審議プロセスの中で特に問題となった事項が解決されているか
- ・保安に関して全社に影響を与える事項
- ・保安規定の変更に際し、全社に影響を与える事項
- ・他事業部への影響の有無

但し、「軽微な変更^(※1)」に該当する場合は、審議対象外とすることができるが、他の事業に影響を与える要求事項の変更については、軽微な変更であっても審議対象外とすることはできないとしている。

(※1) 軽微な変更

- ・要求事項の変更を伴わない誤字、脱字の修正または表現の見直し
- ・組織改正に伴う組織名称の変更
- ・人事異動に伴う変更

2. 第1回補正に関する品質・保安会議の扱い

第1回補正の内容^(※2)は、第335回品質・保安会議(6/15)で審議した。

審議結果の社長報告時(6/21)に、「役職者の記載順序が施設間で整合していないため、記載の整合を図ること」との指摘を受けた。これを受け、安全・品質本部で検討した結果、「主たる技術者の履歴」の「記載の考え方」は、他事業への影響はあると考え、「審議対象外にできない」と判断した。

その後、第336回品質・保安会議(6/27)で、当該箇所の再審議を行い、事業間で整合していることを確認した。

(※2)

「技術的能力の変更」については、「主たる技術者のデータ等を最新の組織へ見直し」など4項目の変更。

以上

再処理事業、廃棄物管理事業 変更許可申請書における主たる技術者の経歴の記載の考え方

<考え方>

優先順位 1 の中で対象者が複数いる場合は、優先順位 2 の考え方による。

更に優先順位 2 の中で対象者が複数いる場合は、優先順位 3 の考え方による。

優先順位 1	優先順位 2		優先順位 3	履歴記載内容 ^{※2}	
事業部長	-		-	・ HP掲載略歴とする (主に部長以上)	
各事業を所管する執行役員 (社長除く)	役員名簿順		-		
組織図の対象室・本部・事業部に所属する理事	室・本部・事業部の並びは組織図の上から順 (2023年7月1日現在 は、右記のとおり)	監査室	各室・本部組織の上位職順。同位の場合 (例: 副事業部長) は人事部で所有する理事一覧順。部の並びは組織図の上から順。	・ 人事情報をベースとする (プロパー時代の経歴は課長以上、他社在籍時代の経歴についても課長以上の略歴とする) ・ 経歴のうち、出向については記載しない	
品質・保安会議長		調達室			-
		安全・品質本部			
		再処理事業部			
	技術本部				
安全委員会委員長	-		-		
核燃料取扱主任者or 廃棄物取扱主任者	-		-		
ライン部長 ^{※1} (技本はセンター長、研究所長含む)	室・本部・事業部の並びは組織図の上から順 (2023年7月1日現在 は、右記のとおり)	監査室	部の並びは組織図の上から順。		
-		調達室			
		安全・品質本部			
		再処理事業部			
	技術本部				

※1 組織図筆頭部長以外 (事業部付部長、部部長等) は記載しない

※2 取得した国家資格は、核燃料取扱主任者、原子炉主任技術者、第1種放射線取扱主任者のみ記載する (試験合格のみの場合は記載対象外)

注) 本考え方は、他の事業部と横並びを図っているため、変更の場合は他の事業部との調整が必要